



広島県報

定期
第 88 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

国土調査の成果の認証(三件).....	(地域づくり推進室)	一
家畜伝染病の発生.....	(畜産振興室)	二
漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調書の縦覧.....	(漁業調整室)	二
特定非営利活動法人の認証申請.....	(文化・県民協働室)	二
県営土地改良事業の工事の完了.....	(土地改良室)	二
市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件).....	(都市企画室)	三
選挙管理委員会告示		
個人演説会等を開催することができる施設の指定.....		三
個人演説会等を開催することができる施設についての変更.....		五
個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し.....		五
公安委員会規則		
交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則.....	(県法規登載)	五
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示.....		六

告示

広島県告示第九百六十号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
 平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称
安芸高田市
- 二 調査を行った期間
平成十六年五月から平成十八年三月まで
- 三 成果の名称
安芸高田市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
安芸高田市美土里町生田の一部
- 五 認証年月日
平成十八年十一月十日

広島県告示第九百六十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
 平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称
三次市
- 二 調査を行った期間
平成十六年七月から平成十八年三月まで
- 三 成果の名称
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
三次市吉舎町雲通の一部
- 五 認証年月日
平成十八年十一月十日

広島県告示第九百六十二号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
 平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 調査を行った者の名称
三原市
- 二 調査を行った期間
平成十五年五月から平成十八年三月まで
- 三 成果の名称
三原市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
三原市新倉町・大畑町・宮浦・沼田町の一部及び学園町
- 五 認証年月日
平成十八年十一月十日

広島県告示第九百六十三号
 家畜伝染病が次のとおり発生した。
 平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
二〇	病ヨ―ネ	牛	ホルスタイン	5歳	一頭	平成一八年一月八日	殺処分	広島県三原市 筋原六四七二〇	
二二	病ヨ―ネ	牛	ホルスタイン	4歳	一頭	平成一八年一月八日	殺処分	広島県庄原市 峰田町九二五	

広島県告示第九百六十四号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、指定漁船に係る指定漁船調査は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間
大竹市玖波八丁目四番二九号 " " 三丁目八番三三号 " " 三丁目九番六号 " " 三丁目九番六号 " " 小方一丁目二七番四号 中曾和成	くば	くば漁業協同組合	平成一八年一月二〇日～平成一八年二月四日
		縦覧場所	くば漁業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。
 平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人あゆみ作業所	正尺 茂夫	広島県三原市久井町和草三〇六番地	この法人は、三原市及びその近郊に居住する障害者（児）に対して、地域で自立した生活ができるように、相談及び活動など具体的な指導、支援活動に関する事業を行い、レクリエーション、広報事業、障害者（児）本人による様々な活動の支援事業を実施し、安心して暮らせる地域づくりを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成一八年一月六日

三次市及び府中市所在の板屋地区県営土地改良事業（農業用道路整備事業）の工事が平成十年三月二十七日完了した。

平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、廿日市市から広島圏都市計画道路 三・四・二二一号宮内串戸駅通線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、廿日市市から広島圏都市計画道路 七・六・二〇三号駅北3号線、七・六・二〇四号駅北4号線、七・六・二〇五号駅北5号線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十八年十一月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河田集会所	東広島市西条町下三永二四三番地一	平成一八年一〇月二〇日
池田集会所	東広島市西条町下三永八七六番地三	平成一八年一〇月二〇日
八本松北集会所	東広島市八本松町飯田一五八七番地	平成一八年一〇月二〇日
宗吉第二集会所	東広島市八本松町宗吉一一七九番地五	平成一八年一〇月二〇日
高美が丘三丁目コミュニティ会館	東広島市高屋高美が丘三丁目一五番八号	平成一八年一〇月二〇日
高美が丘八丁目コミュニティ会館	東広島市高屋高美が丘八丁目一七番一号	平成一八年一〇月二〇日
市飯田コミュニティ会館	東広島市黒瀬町市飯田一三三番地八五	平成一八年一〇月二〇日
南方会館	東広島市黒瀬町南方一四一一番地一	平成一八年一〇月二〇日
下板城地区老人会館	東広島市黒瀬町国近七七八番地	平成一八年一〇月二〇日
梶屋迫老人集会所	東広島市黒瀬町小多田一一八七番地三	平成一八年一〇月二〇日
岩谷老人集会所	東広島市黒瀬町宗近柳国二七七一番地	平成一八年一〇月二〇日
南方下組老人集会所	東広島市黒瀬町南方二四五〇番地一	平成一八年一〇月二〇日
乃美尾下組老人集会所	東広島市黒瀬町乃美尾五五二番地一	平成一八年一〇月二〇日
丸山老人集会所	東広島市黒瀬町丸山一六三番地	平成一八年一〇月二〇日
菅田老人集会所	東広島市黒瀬町菅田五番地	平成一八年一〇月二〇日
市飯田老人集会所	東広島市黒瀬町市飯田九一〇番地二	平成一八年一〇月二〇日
切田北組老人集会所	東広島市黒瀬切田が丘三丁目一四番一号	平成一八年一〇月二〇日
東側老人集会所	東広島市黒瀬町津江六三〇一番地一	平成一八年一〇月二〇日

黒瀬文化会館	東広島市黒瀬町乃美尾八九〇番地一	平成一八年一〇月二〇日
松崎コミュニティホーム	東広島市福富町久芳三三三二番地四	平成一八年一〇月二〇日
レイクヒルコミュニティホーム	東広島市福富町久芳一五三九番地二五	平成一八年一〇月二〇日
押政北コミュニティホーム	東広島市福富町久芳四六六九番地一	平成一八年一〇月二〇日
押政南コミュニティホーム	東広島市福富町久芳四三三番地二	平成一八年一〇月二〇日
下竹仁天神コミュニティホーム	東広島市福富町下竹仁二〇八二番地六	平成一八年一〇月二〇日
郷谷コミュニティホーム	東広島市福富町下竹仁一三六三番地二二	平成一八年一〇月二〇日
上神多目的集会所	東広島市福富町上戸野三〇九七番地	平成一八年一〇月二〇日
上コミュニティホーム	東広島市福富町上戸野二九八二番地	平成一八年一〇月二〇日
市組コミュニティホーム	東広島市福富町上竹仁一五六三番地一	平成一八年一〇月二〇日
西の谷老人集会所	東広島市福富町久芳五三九一番地二	平成一八年一〇月二〇日
東谷老人集会所	東広島市福富町久芳三八〇番地二	平成一八年一〇月二〇日
三分区老人集会所	東広島市福富町久芳三五六七〇番地一	平成一八年一〇月二〇日
福富基幹集落センター	東広島市福富町下竹仁五〇一番地一	平成一八年一〇月二〇日
後谷多目的研修集会施設	東広島市福富町久芳八三九番地	平成一八年一〇月二〇日
福富市民体育館	東広島市福富町下竹仁二二二番地六	平成一八年一〇月二〇日
北組集会所	東広島市豊栄町乃美三六九一番地一	平成一八年一〇月二〇日
後谷集会所	東広島市豊栄町清武三三六六番地一	平成一八年一〇月二〇日
吉原陰地集会所	東広島市豊栄町吉原三二二六番地	平成一八年一〇月二〇日

助谷上コミュニティ集会所	東広島市豊栄町安宿四九六七番地一	平成一八年一〇月二〇日
別府集会所	東広島市豊栄町別府四四〇番地一	平成一八年一〇月二〇日
豊栄特用林産物体験実習交流園	東広島市豊栄町能良一四二三番地	平成一八年一〇月二〇日
きよにし交流館	東広島市豊栄町清武三七五六番地一	平成一八年一〇月二〇日
見土路生活改善センター	東広島市豊栄町安宿三二四六番地四	平成一八年一〇月二〇日
下陰地生活改善センター	東広島市豊栄町乃美二五五五番地一	平成一八年一〇月二〇日
第3区生活改善センター	東広島市豊栄町清武一四五四番地三	平成一八年一〇月二〇日
豊栄市民体育館	東広島市豊栄町鍛冶屋六〇三番地	平成一八年一〇月二〇日
グリーンコミュニティホーム	東広島市河内町入野三五八番地七	平成一八年一〇月二〇日
大和原コミュニティホーム	東広島市河内町下河内四六一番地一	平成一八年一〇月二〇日
河内社会福祉会館	東広島市河内町中河内二二三番地四	平成一八年一〇月二〇日
前畑地区多目的集会施設	東広島市河内町戸野三四二七番地	平成一八年一〇月二〇日
小田地区多目的集会施設	東広島市河内町小田二五一七番地五	平成一八年一〇月二〇日
蚊無集会所	東広島市安芸津町三津四五四番地一	平成一八年一〇月二〇日
地方集会所	東広島市安芸津町三津二五二三番地一	平成一八年一〇月二〇日
印内集会所	東広島市安芸津町三津一四三八番地三	平成一八年一〇月二〇日
祇園集会所	東広島市安芸津町三津四二七四番地二	平成一八年一〇月二〇日
中之村集会所	東広島市安芸津町三津四七〇七番地	平成一八年一〇月二〇日
横川集会所	東広島市安芸津町三津三三八九番地一	平成一八年一〇月二〇日

小松原集会所	東広島市安芸津町小松原六二番地一	平成一八年一〇月二〇日
大田集会所	東広島市安芸津町大田八二五番地五	平成一八年一〇月二〇日
大芝集会所	東広島市安芸津町風早六五二番地四〇八	平成一八年一〇月二〇日
風早東集会所	東広島市安芸津町風早一四二番地九	平成一八年一〇月二〇日
風早南区集会所	東広島市安芸津町風早三三〇八番地	平成一八年一〇月二〇日
灘集会所	東広島市安芸津町風早二八〇八番地五	平成一八年一〇月二〇日
風早西集会所	東広島市安芸津町風早七九一番地	平成一八年一〇月二〇日
わらびヶ丘集会所	東広島市安芸津町風早八九五番地	平成一八年一〇月二〇日
赤崎集会所	東広島市安芸津町木谷四六四九番地一	平成一八年一〇月二〇日
西之谷集会所	東広島市安芸津町木谷三五九番地二	平成一八年一〇月二〇日
安芸津人権センター	東広島市安芸津町木谷三二六三番地一	平成一八年一〇月二〇日

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年十一月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定	施 設	変 更 後
名 称	所 在 地	変 更 事 項
竜王集会所	東広島市西条町寺家五一六一番地	龍王集会所
宗吉集会所	東広島市八本松町宗吉一一〇五番地四	宗吉第一集会所

東広島市河内農村環境改善センター	東広島市河内町河戸一三六番地二	東広島市農村環境改善センター
乃美尾会館	東広島市黒瀬町乃美尾二二三一番地	東広島市黒瀬町乃美尾二二三一番地一
東広島市人権センター	東広島市西条町吉行東一丁目一番一四号	東広島市西条吉行東一丁目一番一四号
入野区民体育館	東広島市河内町入野五〇四三番地	東広島市河内町入野五〇四三番地一

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年十一月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
志和市民体育館	東広島市志和町西一四三三番地	平成一八年一〇月二〇日
八本松市民体育館	東広島市八本松町原一〇二八番地一	平成一八年一〇月二〇日
原市民体育館	東広島市八本松町原三五六一番地	平成一八年一〇月二〇日
三永市民体育館	東広島市西条町下三永九四四番地一〇	平成一八年一〇月二〇日

公安委員会規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月20日

広島県公安委員会
委員長 高須 司 啓

広島県公安委員会規則第14号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県福山東警察署の款横尾交番の項中「千田町」の次に「千田町一丁目～四丁目」を加える。

別表備考中「平成18年8月28日」を「平成18年11月20日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第97号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月20日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0999	告示の日(平成18年11月20日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C R A子連れ狼B S	株式会社高尾内ヶ島敏博 代表取締役 古屋市川区 太平通一丁目3番地)	左 同
6S0973	同 上	回胴式遊技機	モウツクン	株式会社SNKプレイモア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14番12号)	左 同
6S1029	同 上	同 上	モエルズ リンパル1	株式会社エレクトロ 代表取締役 福田 貞夫 (東京都江東区有明三丁目1番地25)	左 同

6S1036	同 上	同 上	ニッポン ラドフラ	株式会社ラスタ 代表取締役 林田 浩明 (東京都台東区台東四丁目13番21号)	左 同
6S0603	同 上	同 上	ドラエダ	三協電子工業株式会社 代表取締役 藪野 毅 (大阪府大阪市中央区谷町一丁目7番4号)	左 同